

令和4年第2回定例会 防災環境産業委員会資料

	頁
1 最近の経済・雇用情勢について	2
2 前回の委員会以降の主な事業の概要	
○ 新型コロナウイルス感染症対策関連について	3
3 付託案件	
(議案関係)	
○ 第81号議案 令和4年度 茨城県一般会計補正予算(第2号)	7
○ 第88号議案 つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	8
○ 報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について 別記5 令和4年度 茨城県一般会計補正予算(第1号)	9
(報告関係)	
○ 令和3年度 茨城県一般会計予算繰越明許費	9

令和4年6月14日
産 業 戦 略 部

1 最近の経済・雇用情勢について

(1) 「月例経済報告」における基調判断（令和4年5月25日：内閣府）

- ・ 景気は、持ち直しの動きがみられる。
- ・ 先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。

(2) 茨城県金融経済概況（令和4年6月7日：日本銀行水戸事務所）

- ・ 県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。
- ・ 主要支出項目をみると、輸出は、海外経済が国・地域ごとにばらつきを伴いつつ総じてみれば回復している中、供給制約の影響を残しつつも、基調としては増加を続けている。国内需要の面では、個人消費は、感染症の影響による下押し圧力が和らぐもとで、持ち直しつつある。住宅投資は基調としては持ち直している一方、公共投資は基調としては弱含んでいる。
- ・ このような内外需要を反映して、生産は供給制約の影響を残しつつも、基調としては増加を続けている。この間、雇用・所得環境をみると、一部で改善の動きもみられるが、全体としてはなお弱めとなっている。

(3) 雇用情勢（令和4年5月31日：総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
完全失業率（%） （季節調整値）	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	
完全失業者数（万人） （原数値）	184	183	173	185	180	180	188	
有効求人倍率 （季節調整値）	全国	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23
	茨城県	1.36	1.36	1.34	1.38	1.42	1.45	1.44

※完全失業率と有効求人倍率の季節調整値は、毎年1月分結果公表時に、過去に遡って改訂

※労働力調査はR4.1月分結果公表時に、R2年国勢調査を基準とする推計人口への切替えを行い、過去に遡って改訂

(参考) リーマン・ショック時の有効求人倍率の推移（茨城県）

単位：倍

	H20.9月	10月	11月	12月	H21.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求人倍率	0.84	0.79	0.75	0.71	0.61	0.54	0.49	0.46	0.43	0.40	0.39	0.38

※有効求人倍率が最も低下したのは、リーマン・ショックの1年後

(4) 新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数（令和4年6月3日現在）

茨城県	全国	備考
2,706人	133,097人	・本県は多い順で全国第11位

※解雇等見込み労働者数：労働局及びハローワークに相談のあった事業所において、解雇・雇止め等の予定がある労働者の数。一部既に解雇・雇止めされた者も含まれる。

2 前回の委員会以降の主な事業の概要

【新型コロナウイルス感染症対策関連】

(1) 融資・貸付

- ・ 新たな融資・貸付制度を創設し、延べ約40,000件、約6,500億円の資金需要に対応。

ア パワーアップ融資

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を支援するため融資枠を拡充

保証承諾件数	保証承諾額	期間
7,175件	約1,438億円	R2.4.1~R4.4.30

※融資限度額：5,000万円(伴走支援型は6,000万円)、融資利率：1.6%以下

イ 新型コロナウイルス感染症対策融資

- ・ 国の緊急経済対策に対応した無利子無担保融資

保証承諾件数	保証承諾額	期間
32,642件	約5,088億円	R2.5.1~R3.5.31

※融資限度額：8,000万円、融資利率：1.6%以下、利子：3年間無利子、保証料：ゼロ

ウ 中小企業事業継続応援貸付金

- ・ 公的融資制度や民間金融機関からの借入が困難な中小企業・個人事業主に対する長期融資制度

貸付件数	貸付額	期間
651件	約11.8億円	R2.5.11~R3.9.30

※貸付限度額：200万円、無利子、無担保、貸付期間：最長20年

※県及び市町村の協調貸付（県3/4、市町村1/4）

(2) 中小企業新分野チャレンジ支援事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期化する中にあっても、新たな事業分野への進出に意欲的に挑戦する中小企業等を資金繰りと人材育成の両面から支援することで、県内経済の早期回復を図る。

ア 新分野進出等支援融資 **資金繰り支援**

- ・ 新たな事業分野への進出に意欲的に挑戦する中小企業者を支援するため融資枠を拡充

融資件数	融資額	期間
580件	約113億円	R2.8.1~R4.4.30

※融資限度額：設備資金1億円、運転資金3,000万円、融資利率：年1.3%~1.6%、

利子：3年間無利子、保証料：半額補助

イ 中小企業人材育成支援事業 **人材育成支援**

- ・ 新分野進出・新製品開発に挑戦する中小企業者の教育研修等人材育成を支援

【令和3年度執行状況】

- ・ 補助対象者：県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する中小企業等
 新たな事業分野へ進出する者
 新たな商品・サービスの開発や生産プロセスの改善を行う者
- ・ 対象経費：資格取得やスキルアップのための教育研修費等
- ・ 補助上限額・補助率：10万円/事業者、1/2補助

	交付決定件数	交付決定金額
令和3年度実績	52件	490.2万円

(3) 新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金

- ・ 感染の拡大により、国のまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が適用された場合には、飲食店に営業時間短縮等を要請。
- ・ 県からの営業時間短縮要請等に協力した事業者に対し、これまで延べ45,607件、約595億円の協力金を給付。

(6/10 現在)

要請時期	申請件数	支給件数	支給金額
R3.4~6月	10,322	10,062	62億9,472万円
R3.7~9月	飲食店	18,519	301億9,760万円
	大規模施設等	703	5億9,807万円
R4.1~3月【審査中】	16,986	16,694	224億2,625万円
合計	46,530	45,607	595億1,664万円

(4) 「いばらきアマビエちゃん」の運用・利用促進

- ・ 県のガイドラインに基づき、感染防止対策に取り組む事業者を応援し、また、陽性者が発生した場合に、その陽性者と接触した可能性がある方に対して注意喚起を連絡することで、感染拡大防止を図ることを目的に令和2年6月24日より運用を開始。
- ・ 飲食店における感染対策の一層の徹底やいばらきアマビエちゃんの利用促進を図るため、市町村との連携のもと、県内全域で見回りを実施。
- ・ 本システムによる接触者通知については、オミクロン株の感染拡大により陽性者の行動履歴調査が縮小されたことに伴い、令和4年1月18日以降、運用を停止している。
 オミクロン株の特性やワクチン接種の進展などの現状を考慮し、当面の間、利用者登録を求めないこととする。

(6/10 現在)

事業所数	(うち条例対象事業所)	利用登録数
70,422件	(約28,700件)	5,534,397件

(5) 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

- ・ 営業時間短縮要請や外出自粛要請の影響を受け、売上が減少した事業者に対し、一時金を支給。

(6/10 現在)

	申請件数	支給件数	支給金額
第1弾 (1~2月) (売上要件：▲50%以上) ※一律20万円	4,775件 ※取下げ等除く	4,775件	9億5,500万円
第2弾 (4~6月) (売上要件：▲30%以上) ※一律20万円	9,523件 ※取下げ等除く	9,480件	18億9,600万円
第3弾 (8~9月) (売上要件：▲30%以上) ※売上高別に20~500万円等 ※酒類枠を新設	9,095件 ※取下げ等除く	9,029件	32億1,812万円
第4弾 (1~3月) (売上要件：▲30%以上) ※売上高別に20~500万円等	7,115件 ※取下げ等除く	1,996件	5億3,820万円

(6) 就職・生活・労働の総合支援体制の整備

- ・ 令和2年6月から、就職支援センター（県内6か所）において、専門の相談員（キャリアカウンセラー、求人開拓員）を増員し、就職支援、生活相談、労働相談にワンストップで支援する体制を整備。

ア 就職支援の利用状況

	件数	備考
求職者延べ利用件数	36,958件	R2.6~R4.4月累計
就職決定件数	1,793件	〃

イ 生活相談の利用状況

	件数	備考
生活相談件数	48件	R2.6~R4.4月累計

ウ 労働相談の利用状況

	件数	備考
労働相談件数	1,508件	R2.6~R4.4月累計

(7) 専門家派遣体制の強化

- ・ 事業継続や雇用維持など、経営課題に直面する中小企業の相談窓口を「よろず支援拠点」に集約し、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣（2回）する体制を整備。

相談件数	専門家派遣	期間
9, 499件	派遣件数： 69件 派遣日数： 199日	相談件数 : R2.4~R4.3 専門家派遣 : R2.7~R4.3

※電話による支援が大半であるが、必要に応じて専門家を派遣

3 付託案件

【第81号議案】

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第2号）

○歳出予算補正（産業戦略部分）

【部局別】〔令和4年第2回茨城県議会定例会議案概要説明書 4ページより〕

（単位：千円）

事 項	補正予算額	特定財源	一般財源
産業戦略部	6,310,420	6,310,420	—

【歳出項目別】〔令和4年度予算に関する説明書 17ページより〕

（単位：千円）

項 目	補正前の額（A）	今回補正額（B）	計（A+B）
1 産業政策費	115,754,941	6,310,420	122,065,361
2 産業振興費	1,769,338	2,703,000	4,472,338
3 商工金融対策費	113,682,936	3,607,420	117,290,356
8款 商 工 費 計	143,887,124	6,310,420	150,197,544

○債務負担行為補正（変更分）（産業戦略部分）〔令和4年第2回茨城県議会定例会議案 4ページより〕

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新分野進出等支援融資損失補償	変更前	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	96,000千円
	変更後	同 上	同 上	286,000千円
新型コロナウイルス感染症対策利子補給	変更前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	230,235千円
	変更後	同 上	同 上	687,423千円

第88号議案

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例（平成15年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「つくば市千現」を「つくば市東新井」に改める。

第3条の見出し中「支援室」を「事務室」に改め、同条中「支援室（事務室又は研究室をいう。以下同じ。）」を「事務室」に、「支援室を」を「事務室を」に改める。

第4条第1項及び第2項、第6条第5号、第7条（見出しを含む。）並びに第8条第2号中「支援室」を「事務室」に改める。

第9条第2号中「支援室」を「事務室」に改め、「ガス、水道及び下水道」を削る。

第11条並びに第14条第1号から第4号までの規定及び第6号中「支援室」を「事務室」に改める。

別表研究室の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

【報告第4号】地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記5 令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）（令和4年4月8日専決処分）

（単位：千円）

款	項	専決額
8 商工費	1 産業政策費	800,000

【報告】

令和3年度 茨城県一般会計予算繰越明許費繰越計算書〔令和4年第2回定例会 報告 12～13 ページより〕

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 商工費	1 産業政策費	新型コロナウイルス 感染症対策営業時間 短縮要請協力金	77,169,401,000	33,459,597,000	-	国庫 31,382,132,000	2,077,465,000
	2 技術革新費		201,696,000	166,432,000	-	国庫 166,432,000	-
		茨城地酒振興事業費	51,592,000	51,592,000	-	国庫 51,592,000	-
		研究開発費	150,104,000	114,840,000	-	国庫 114,840,000	-
	3 中小企業費	いばらきアマビエち ゃん登録促進事業費	125,326,000	85,910,000	-	国庫 85,910,000	-
産業戦略部計			77,496,423,000	33,711,939,000	-	国庫 31,634,474,000	2,077,465,000

令和4年第2回定例会 防災環境産業委員会資料

○前回の委員会以降の主な事務事業の概要及び付託案件

	頁
・ 中小企業資金融資制度関連事業	
(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分) 【産業政策課】 ……………	2
(付託案件：第81号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第2号)関係)	
・ 権利の放棄について【産業政策課】 ……………	3
・ 茨城県産業活性化に関する指針について【産業政策課】 ……………	4
・ 営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金【中小企業課】 ……………	6
(付託案件：第81号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第2号)関係)	
・ いばらきアマビエちゃんの運用見直し等について【中小企業課】 ……………	7
・ 就職支援の取組について【労働政策課】 ……………	8
・ 茨城地酒振興事業について【技術革新課】 ……………	10
・ つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について【技術革新課】 ……………	11
(付託案件：第88号議案)	

令和4年6月14日
産 業 戦 略 部

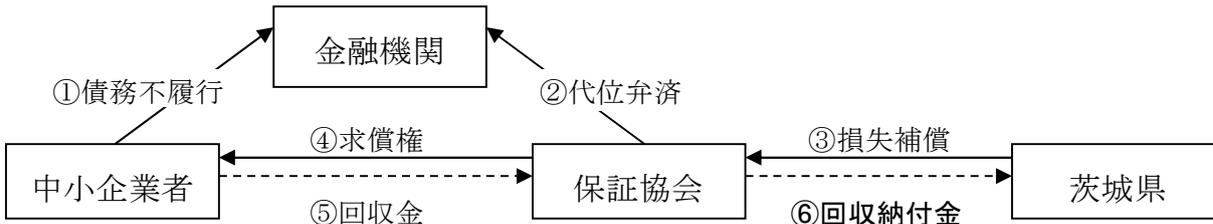
主要事業等の概要（案）

産業政策課

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>中小企業資金融資制度関連事業【拡充】 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)</p>																
<p>1 予 算 額</p>	<p>3, 6 0 7, 4 2 0 千円</p>																
<p>2 現況・課題</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期化する中であ って、予期せぬウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価 高騰等により、中小企業者の経営環境は今後さらに悪化する懸念 がある。</p>																
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>こうした環境下の中小企業者に対し、新たな事業分野への進出 や事業・業態の転換時に必要な資金繰りを支援することで、ポスト コロナ・ウィズコロナ時代の経済社会に対応するとともに、危機 に強い新たなビジネスモデルへの転換を支援する。</p>																
<p>4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)</p>	<p>新分野進出等支援融資の融資枠を拡充するとともに、利子補給 や信用保証料補助を実施する。 【融資の概要】 ア 融 資 枠：150 億円（うち R4.6 補正分 100 億円） 【予算額 3, 334, 000 千円】 イ 融 資 対 象：新たな事業分野への進出、事業や業態の 転換等に取り組む中小企業者 ウ 融資限度額：設備資金 1 億円・運転資金 3, 000 万円 エ 融 資 期 間：設備資金 1 0 年以内・運転資金 5 年以内 オ 融 資 利 率：年 1. 6%以下 → 3 年間無利子 【予算額 157, 500 千円】 カ 保 証 料 率：1. 71%以内 → 1 / 2 補助(0. 855%以内) 【予算額 115, 920 千円】</p>																
<p>5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)</p>	<p>○新分野進出等支援融資の利用状況 (単位：件・千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 1543 1428 1675"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>融資実行件数</th> <th>融資額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2 年度</td> <td>5</td> <td>110, 000</td> </tr> <tr> <td>R3 年度</td> <td>520</td> <td>9, 976, 892</td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他のコロナ関連融資の利用状況 パワーアップ融資（伴走支援型特別保証対応） (単位：件・千円)</p> <table border="1" data-bbox="528 1841 1428 1928"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保証承諾件数</th> <th>保証承諾額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3 年度</td> <td>1, 028</td> <td>16, 546, 146</td> </tr> </tbody> </table> <p>(金融機関とともに早期経営改善に取り組む事業者向け融資)</p>		年度	融資実行件数	融資額	R2 年度	5	110, 000	R3 年度	520	9, 976, 892	年度	保証承諾件数	保証承諾額	R3 年度	1, 028	16, 546, 146
年度	融資実行件数	融資額															
R2 年度	5	110, 000															
R3 年度	520	9, 976, 892															
年度	保証承諾件数	保証承諾額															
R3 年度	1, 028	16, 546, 146															

前回の委員会以降の主な事務事業の概要

産業政策課

項 目	「茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」に係る権利放棄について													
<p>1 目的</p> <p>自主再建が困難となった中小企業者に対し、茨城県中小企業再生支援協議会（※1）関与の下に策定された事業再生計画等に基づいて債務整理を行うことで、債務者の事業再建を支援する。当該債務整理に、茨城県信用保証協会の保証付きの県制度融資が含まれる場合であって、当該保証協会が求償権を放棄する時は、県も条例に基づき、回収納付金を受け取る権利を放棄することで、中小企業者の事業再生を促進する。</p> <p>（※1）令和4年4月1日より茨城県経営改善支援センターを統合し、「茨城県中小企業活性化協議会」として設置</p> <p>2 事業概要</p> <p>（1）放棄の相手方 茨城県信用保証協会</p> <p>（2）放棄案件の概要</p> <p>ア 事案1：県内で製造業を営む中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 経緯 業績低迷により自主再建が困難となり、茨城県中小企業再生支援協議会の関与の下、スポンサーの支援を受けて債務整理を行い、事業を継続することとなった。 <p>イ 事案2：県内で美容業を営む中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 経緯 新型コロナウイルス感染症の影響による業績低迷で返済が困難となり、自然災害ガイドラインに基づく特定調停手続きを活用した債務整理を行うことで、事業を継続することとなった。 <p>（3）放棄年月日及び放棄金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">放棄年月日</th> <th style="text-align: center;">放棄金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事案1</td> <td style="text-align: center;">令和3年12月23日</td> <td style="text-align: center;">4,598,144円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事案2</td> <td style="text-align: center;">令和4年2月16日</td> <td style="text-align: center;">71,996円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">4,670,140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）根拠条例 茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年条例第55号）</p> <p>3 事業スキーム</p>  <pre> graph TD A[金融機関] -- ①債務不履行 --> B[中小企業者] B -- ②代位弁済 --> A B -- ④求償権 --> C[保証協会] C -- ③損失補償 --> D[茨城県] D -- ⑥回収納付金 --> C C -- ⑤回収金 --> B </pre> <p>※保証協会が「④求償権」を放棄する時は、県も「⑥回収納付金」を受け取る権利を放棄する</p>		放棄年月日	放棄金額	事案1	令和3年12月23日	4,598,144円	事案2	令和4年2月16日	71,996円	計	2件	4,670,140円		
	放棄年月日	放棄金額												
事案1	令和3年12月23日	4,598,144円												
事案2	令和4年2月16日	71,996円												
計	2件	4,670,140円												

前回の委員会以降の主な事務事業の概要

産業政策課

項 目	茨城県産業活性化に関する指針について
1	<p>目 的 茨城県産業活性化推進条例及び茨城県小規模企業振興条例に基づき、本県産業の活性化のための施策を推進することを目的として策定。</p> <p>概 要 前指針は平成28年度から令和2年度までの計画であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響と、新たな総合計画との整合性を図るため、令和4年度から新たな指針を策定し、産業の振興に関する基本的方向と具体的な取組を示すもの。</p> <p>(1) 指針の趣旨 ・ 県内中小企業・小規模企業が直面する困難な課題への挑戦を後押しし、力強い産業づくりを推進</p> <p>(2) 位置付け ・ 茨城県産業活性化推進条例第7条に基づく指針 ・ 茨城県小規模企業振興条例第8条に基づく振興計画 ・ 県科学技術振興指針について当指針に統合</p> <p>(3) 推進期間 ・ 令和4年度から令和7年度（4年間）</p> <p>(4) 基本方向 ①将来を担う産業の創出と育成強化（7施策） ②中小企業・小規模企業の成長支援と強靱化（9施策） ③新たな雇用・人材の確保と事業環境の整備（6施策） ④人材の育成と多様な働き方の実現（6施策）</p> <p>3 策定の経緯 令和4年2月4日～3月5日 パブリックコメント実施（30日間） 〃 3月30日 庁議決定 〃 4月1日 施行</p>

茨城県産業活性化に関する指針の概要

策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や人口減少・超高齢化、災害の激甚化など、予測困難な非連続の時代の中、中小企業・小規模企業が直面する困難な課題への挑戦を後押しし、力強い産業づくりを推進するため、県政運営の基本方針となる茨城県総合計画の部門別計画として、また茨城県産業活性化推進条例に定める指針及び茨城県小規模企業振興条例に定める計画に位置付けるものとして策定する。

本県産業の特性

- 1. ものづくり産業の集積**
県北、鹿行、県西地区などにおける、大企業とそれを支えるものづくり企業群の集積
- 2. 科学技術の集積**
科学技術の集積を生かした宇宙ビジネスやカーボンニュートラルなど、将来を担う産業の創出
- 3. 広域交通ネットワークの整備**
高速道路網の整備を始め、鉄道、港湾、空港等による広域交通ネットワークの整備による交流拡大
- 4. 好調な企業立地**
過去 10 年間の工場立地面積等が全国 1 位となるなど、優れた立地環境等を活かした企業誘致の進展

課題

- 1. 将来を担う産業の創出**
 - ・カーボンニュートラルを本県の成長の原動力にするため、産業拠点の創出や新技術・新産業の開発・育成
 - ・急速に進展するデジタル技術をあらゆる産業に取り入れ、課題を解決することが求められている
 - ・ベンチャー企業の創出や成長の好循環を生み出すため、スタートアップ・エコシステムを構築する必要がある
- 2. 中小企業・小規模企業の成長支援**
 - ・コロナ後を見据えた新たな事業展開や、研究・製品シーズを活かした新産業の創出支援等が必要である
 - ・関係機関が一体となって支援体制を構築し、伴走型支援を通じた事業者の成長を目指すことが求められている
 - ・更なる海外販路開拓のため、商品開発や海外バイヤーの需要開拓、商談支援等の取組を継続的に行う必要がある
 - ・地場産業や県伝統工芸品等について新商品開発や販路拡大、後継者の確保などが求められている
- 3. 新たな雇用の創出と人材の確保**
 - ・若者が望む様々な雇用を創出するため、成長分野の本社機能や生産拠点の誘致が求められている
 - ・企業誘致活動と併せ、更なる産業用地の確保が求められている
 - ・外資系企業とのビジネス連携の構築により、更なる外資系企業による投資の誘致に取り組む必要がある
 - ・県内企業の人手不足を解消するため、産業を支える優秀な外国人材の確保に取り組む必要がある
- 4. 産業を支える人材の育成**
 - ・製造業やサービス業など、業種を問わずデータを利活用できる I T 人材の育成が急務となっている
 - ・不足する I T 人材の育成のため、大学等と連携した新たな教育プログラムが必要である
 - ・女性や若者等多様な人材の個性と能力が十分に発揮できる環境の整備をより一層進めていく必要がある

施策展開の基本方向

基本方向 1 将来を担う産業の創出と育成強化

【具体の取組例】

- **D X・カーボンニュートラルなど新たな潮流への挑戦**
 - ・将来の成長が見込まれる分野への投資を加速し、企業のさらなる成長を支援
 - ・デジタル技術等の先端技術を活用し、企業の新たなチャレンジを支援
- **シーズの発掘、研究機関と連携した新製品・新技術開発の促進**
 - ・関係機関と緊密に連携し、企業の新たな事業展開を支援
- **ロボット・A I 等による新たなビジネス創出の促進**
 - ・医療・介護分野の先端技術の発掘と新たな製品やサービス等の展開を支援
- **ベンチャー企業の創出・育成のためのスタートアップ・エコシステムの構築**
 - ・技術シーズの発掘・事業化及び海外展開等ベンチャー企業のさらなる成長を支援
- **e スポーツなどの新たな産業分野への進出**
 - ・e スポーツなどの産業との連携を強化し、企業の新たな分野への進出を支援
- **宇宙ビジネスへの参入支援**
 - ・宇宙ベンチャーの創出・立地と、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を促進
- **J - P A R C の産業利用促進**
 - ・「J - P A R C」などの産業利用を促進し、企業の製品・技術開発を支援

基本方向 3 新たな雇用・人材の確保と事業環境の整備

【具体の取組例】

- **企業の本社や研究開発拠点の誘致**
 - ・本社や研究開発拠点等を積極的に誘致し、新たな産業基盤づくりを推進
- **外資系企業による投資の促進**
 - ・外資系企業による投資を促進し、雇用とイノベーションを創出
- **企業立地を推進するため戦略的な誘致活動の展開**
 - ・本県の強みを発信し、戦略的な誘致活動を展開
- **産業用地開発計画の支援と産業用地の開発**
 - ・市町村等が行う産業用地開発計画の支援と、県による産業用地の開発に取り組む
- **国内外の外国人材の雇用促進**
 - ・県内企業と外国人材のマッチング支援や就職面接会等を開催
- **U I J ターン・地元定着の促進**
 - ・就労相談や就職面接会、インターンシップ等に取り組み、県内企業への雇用を促進

基本方向 2 中小企業・小規模企業の成長支援と強靱化

【具体の取組例】

- **商品開発、販路開拓、知的財産対応、I C T 等の活用**
 - ・コロナ後を見据えた新たな事業活動や販路開拓等を支援
- **次世代技術の導入と活用**
 - ・次世代通信やロボットなどのデジタル技術に関する共同研究等の実施を支援
- **意欲ある地域商業の担い手の育成**
 - ・セミナーや専門家による経営指導、先進的な取組の情報提供
- **経営者育成やM & A 等による事業承継の促進**
 - ・経営者育成やM & A 等による事業承継等を促進と産業支援機関等との連携
- **融資制度の充実及び資金調達の円滑化**
 - ・金融機関等との連携を強化し、融資制度の充実や資金調達の円滑化等を支援
- **伝統工芸品、地酒など地場産業の振興**
 - ・新商品開発やプロモーションを含む販路開拓、人材育成の支援
- **BCP 策定による企業のレジリエンス強化**
 - ・BCP(事業継続計画)の策定支援と緊急的な資金需要への対応
- **工業製品や食品等の輸出促進**
 - ・官民連携の強化やマッチングの機会創出など、企業のグローバル展開を支援
- **中小企業・小規模企業の持続的発展のため伴走型支援体制の強化**
 - ・商工会、商工会議所、その他産業支援機関との連携強化

基本方向 4 人材の育成と多様な働き方の実現

【具体の取組例】

- **I T やモノづくりに関する実践的な訓練を実施**
 - ・県立 I T 短大等における I T やものづくり分野に関する実践的な訓練の実施
- **デジタル革命を担う高度 I T 人材育成**
 - ・講座の開催や産官学プログラム等を実施し、デジタル革命を担う高度 I T 人材育成を推進
- **科学技術イノベーション分野を担う人材の育成**
 - ・生徒等に対し理工系分野への進学を促す機会を提供
- **中高生の職業観やアントレプレナーシップの育成**
 - ・体験的な学習の機会や成果発表の機会等の提供など、キャリア教育を推進
- **働きがいを実感できる環境の実現**
 - ・長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方が可能となる労働環境づくりを促進
- **多様な人材の活躍推進**
 - ・ダイバーシティや女性の職業生活における活躍を推進

主要事業等の概要（案）

中小企業課

事業名又は議案の 名 称	営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金【拡充】																												
1 予算額	2,703,000千円																												
2 現況・課題	まん延防止等重点措置（令和4年1月27日～同年3月21日）により、県内の多くの事業者において、売上減少等の影響が生じたところ。																												
3 必要性・ねらい	まん延防止等重点措置の影響を受けた事業者を支援していくため、一時金を支給する。																												
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>1 概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給対象</td> <td> 以下のいずれかに該当する県内中小企業・個人事業者 ① 営業時間短縮要請を受けた飲食店等と直接取引がある事業者 ② 外出自粛要請により影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者 ※ 飲食店等に対する時短要請を受けた事業者は対象外 ※ 国の事業復活支援金と併給可 </td> </tr> <tr> <td>主な要件</td> <td>令和4年1月～3月のいずれかの月の売上が、平成31年～令和3年の同月比で30%以上減少</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td> 年間売上高に応じて20万円～500万円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>売上高（年間）</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000万円未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上～1億円未満</td> <td>30万円～90万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上～5億円未満</td> <td>100万円～400万円</td> </tr> <tr> <td>5億円以上</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>申請受付</td> <td>令和4年4月22日～同年6月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 予算措置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>歳出予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専決（4/8）※</td> <td>8億円</td> </tr> <tr> <td>6月補正</td> <td>27億300万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35億300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 早急に一時金を支給するため、令和4年第2回定例会までの所要額を専決。</p>	項目	内容	支給対象	以下のいずれかに該当する県内中小企業・個人事業者 ① 営業時間短縮要請を受けた飲食店等と直接取引がある事業者 ② 外出自粛要請により影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者 ※ 飲食店等に対する時短要請を受けた事業者は対象外 ※ 国の事業復活支援金と併給可	主な要件	令和4年1月～3月のいずれかの月の売上が、平成31年～令和3年の同月比で30%以上減少	支給額	年間売上高に応じて20万円～500万円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>売上高（年間）</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000万円未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上～1億円未満</td> <td>30万円～90万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上～5億円未満</td> <td>100万円～400万円</td> </tr> <tr> <td>5億円以上</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>	売上高（年間）	支給額	3,000万円未満	20万円	3,000万円以上～1億円未満	30万円～90万円	1億円以上～5億円未満	100万円～400万円	5億円以上	500万円	申請受付	令和4年4月22日～同年6月30日		歳出予算	専決（4/8）※	8億円	6月補正	27億300万円	合計	35億300万円
項目	内容																												
支給対象	以下のいずれかに該当する県内中小企業・個人事業者 ① 営業時間短縮要請を受けた飲食店等と直接取引がある事業者 ② 外出自粛要請により影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者 ※ 飲食店等に対する時短要請を受けた事業者は対象外 ※ 国の事業復活支援金と併給可																												
主な要件	令和4年1月～3月のいずれかの月の売上が、平成31年～令和3年の同月比で30%以上減少																												
支給額	年間売上高に応じて20万円～500万円 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>売上高（年間）</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000万円未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上～1億円未満</td> <td>30万円～90万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上～5億円未満</td> <td>100万円～400万円</td> </tr> <tr> <td>5億円以上</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>	売上高（年間）	支給額	3,000万円未満	20万円	3,000万円以上～1億円未満	30万円～90万円	1億円以上～5億円未満	100万円～400万円	5億円以上	500万円																		
売上高（年間）	支給額																												
3,000万円未満	20万円																												
3,000万円以上～1億円未満	30万円～90万円																												
1億円以上～5億円未満	100万円～400万円																												
5億円以上	500万円																												
申請受付	令和4年4月22日～同年6月30日																												
	歳出予算																												
専決（4/8）※	8億円																												
6月補正	27億300万円																												
合計	35億300万円																												
5 参考事項	第3弾支給状況（R3.8～9月分） 支給件数：9,029件、支給金額：32.2億円																												

前回の委員会以降の主な事務事業の概要

中小企業課

項 目	いばらきアマビエちゃんの運用見直し等について													
<p>1 いばらきアマビエちゃんの運用見直し</p> <p>(1) 現状</p> <p>いばらきアマビエちゃんは、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、次の2つの機能で構成するシステムとして令和2年6月に運用を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者登録 <p>事業者に登録をしていただき、感染症対策に係る宣誓書を発行する機能</p> ○利用者登録及び接触者通知 <p>店舗を利用した方が登録し、陽性者が発生した場合に接触可能性のある方に注意喚起メール〔接触者通知〕を送信する機能</p> <p>また、令和2年10月には新型コロナウイルスに関する条例を施行し、事業者及び利用者登録を義務付けるとともに、普及促進を図るための幅広い取組を実施することで、いばらきアマビエちゃんを活用した対策の徹底を図ってきた。</p> <p>(2) 見直しの概要</p> <p>【対応】 県では当面の間、いばらきアマビエちゃんの利用者登録を求めないこととする。</p> <p>【理由】 本システムによる接触者通知機能については、オミクロン株による感染拡大に伴う陽性者の行動歴調査が縮小され、これまでどおりの運用が困難となったことから、令和4年1月18日以降運用を停止している状況である。</p> <p>この状況が継続している間は接触者通知の前提となる利用登録を推進する必要性が薄いことや、オミクロン株の特性、さらにはワクチン接種の進展などの現状を考慮したもの。</p> <p>2 その他の取組</p> <p>(1) 事業者向けシステムの積極的な活用</p> <p>事業者に対しては、これまでと同様に事業者登録（施設・イベント等）及び宣誓書の掲示並びに感染症対策を要請していく。また、7万件の登録があるため、感染症対策や事業者支援策の情報提供手段として積極的に活用する。</p> <p>(2) 事業者見回りの重点化等による感染対策の促進</p> <p>感染症対策の徹底のため、引き続き事業者の見回りは実施していくが、繁華街を重点的に訪問するなど、より効果のある方法で効率的に実施する。</p> <p>また、飲食店以外の登録義務対象業種へも、引き続き本システムや県広報などを通じて感染症対策等の周知を行い、対策の継続を図る。</p> <p>【参考】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>○登録・通知件数 (6/10時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者登録</td> <td>70,422</td> </tr> <tr> <td>利用者登録</td> <td>5,534,397</td> </tr> <tr> <td>接触者通知</td> <td>3,295</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>○飲食店等見回りの実施状況 (5/31 時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者認証済店舗数</td> <td>13,781件</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>			項目	件数	事業者登録	70,422	利用者登録	5,534,397	接触者通知	3,295	項目	件数	第三者認証済店舗数	13,781件
項目	件数													
事業者登録	70,422													
利用者登録	5,534,397													
接触者通知	3,295													
項目	件数													
第三者認証済店舗数	13,781件													

前回の委員会以降の主な事務事業の概要

労働政策課

項 目	就職支援の取組について									
<p>1 目 的</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の雇用情勢に与える影響を踏まえ、県就職支援センターの相談体制を強化して、求職者の早期就職を支援</p> <p>(2) 県内外の大学等と連携して、県内企業の魅力を広く発信し、学生の県内就職の促進と県内企業の人材確保を支援</p> <p>(3) 県内企業の人手不足に対応するため、県内企業と外国人材とのマッチング支援等を行うことで企業の人材確保を支援</p>										
<p>2 事業概要</p> <p>(1) いばらき就職支援センターの相談体制強化</p> <p>県内6か所のいばらき就職支援センターにおいて、令和2年6月以降から継続して、キャリアカウンセラーと求人開拓員を増員して、カウンセリングや適性診断を実施した上で最適な就職先を紹介する等、きめ細やかな支援を行っている。</p> <p>※職員数〔R2.5まで〕41名→〔R2.6から〕48名（7名増）</p> <p>【実績（R2.6～R4.4累計）】</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就職支援</td> <td>求職者延べ利用件数 36,958件</td> </tr> <tr> <td>うち就職決定件数 1,793件</td> </tr> <tr> <td>生活相談</td> <td style="text-align: center;">48件</td> </tr> <tr> <td>労働相談</td> <td style="text-align: center;">1,508件</td> </tr> </tbody> </table>			件 数	就職支援	求職者延べ利用件数 36,958件	うち就職決定件数 1,793件	生活相談	48件	労働相談	1,508件
	件 数									
就職支援	求職者延べ利用件数 36,958件									
	うち就職決定件数 1,793件									
生活相談	48件									
労働相談	1,508件									
<p>(2) 学生の県内就職促進</p> <p>ア 県内企業情報の提供・魅力発信</p> <p>① 経営者随行インターンシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生を対象として、県内企業の魅力や企業活動の核心を体験できるプログラムを提供 <p>【R3実績】協力企業数10社 受入学生数41名 ※事業開始後4年間（H30～R3）に参加した84名のうち、既に卒業した41名中21名が県内企業に就職</p> <p>【R4計画】受入学生数50名 R4.8月～R5.2月実施</p> <p>② 高校生キャリア講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学前の早い段階から地域の企業への関心を高めるため、高校生を対象に、県内企業の若手社員による講話、企業研究などの講座を開催 <p>【R3実績】参加高校数10校 参加生徒数1,640名 【R4計画】参加高校数15校 R4.7月～R5.1月実施</p> <p>上記のほか、大学で開催されるUIJターン就職説明会等において、学生や保護者に対して、県内企業の魅力や県内就職のメリットなどの情報発信を行なっている。</p> <p>【R3実績】実施回数44回 参加人数323名</p>										

イ 企業の採用力強化

新卒採用に積極的な企業に対し、新卒採用のトレンドや、企業の魅力訴求力向上、効果的なプレゼン法、ウェブ上での情報発信等のノウハウを伝えるとともに、実践まで支援

【R3実績】参加企業数51社（4回の連続講座を実施）

【R4計画】参加企業数50社 R4.6～R5.2月実施

ウ 就職マッチング機会の提供

就職面接会の開催

【R3実績】開催回数13回 参加企業数500社 参加者数724名

（内訳）新卒者向け：開催回数6回 参加企業数376社 参加者数510名

中途採用者等向け：開催回数7回 参加企業数124社 参加者数214名

【R4計画】開催回数14回

（内訳）新卒者向け：開催回数5回 R4.6月(2回)、7月(1回)、8月(1回)、10月(1回)実施

中途採用者向け：開催回数9回 R3.7月～R4.2月実施

(3) 外国人材の確保促進

ア 茨城県外国人材支援センターの取組

県内企業からの相談対応や、県内で就労を希望する外国人材と県内企業とのマッチング支援等

【R3実績】

- ・県内企業や外国人材からの相談件数 延べ983件
- ・外国人材雇用のためのセミナー等の開催
開催回数22回 参加企業数288社 参加者数378名
- ・海外(モンゴル、インドネシア)での就職面接会、説明会(オンライン開催)
参加企業数17社 参加者数184名
- ・県内外の大学との連携による留学生向け就職面接会、説明会の開催
参加企業数12社 参加者数98名
- ・県外国人材支援センターによるマッチングを通じた県内企業への就職内定件数 20件

【R4主な取組】

- ・県内企業から外国人材活用に関する相談対応
- ・外国人材の採用に向けたフォーラムの開催
- ・外国人雇用モデル創出のための集中支援
- ・海外(ベトナム、モンゴル、インドネシア)や県内外の大学での就職面接会の開催等

イ 茨城県立産業技術短期大学校(IT短大)の取組

IT人材としての就職を希望する留学生の受入れ

【R3実績】

- ・インドネシア教育大学生向けに短大を紹介するオンライン説明会の開催
参加者数:80名

【R4主な取組】

- ・インドネシア教育大学生向けのオンライン体験授業の開催(6月)
- ・令和5年度からのインドネシア教育大学卒業生(2名)の受入れ準備
出願受付: R4.8月 試験: R4.10月 入学: R5.4月 等

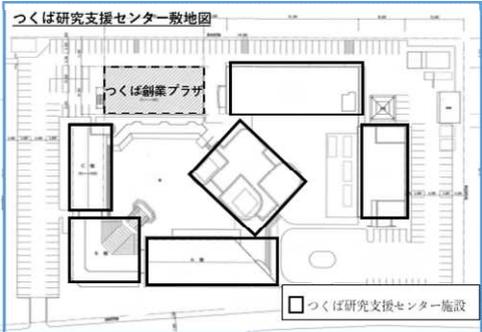
前回の委員会以降の主な事務事業の概要

技術革新課

項 目	茨城地酒振興事業について	
<p>1 目 的</p> <p>本県産の日本酒は、国内外の鑑評会で高い評価を得ている一方、知名度の低さから課税移出数量は低調（全国26位）にとどまっているほか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う飲食店での酒類販売制限などにより、大きな影響を受けている。県産地酒のブランド力向上及び県産地酒の需要喚起を図ることを目的とする。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 「いばらき地酒バー水戸」移転リニューアル</p> <p>現在の地酒バー水戸は、店舗が狭隘で試飲酒販売などができないことから、本県産日本酒の小売販売など機能拡充が見込める新たな場所に移転し、地酒バーにおける本県産日本酒の魅力発信を強化する。</p> <p>現在、下記のとおり、移転にかかる事業者の公募を実施中。</p>		
<p>移 転 場 所</p>	<p>J R 水戸駅みどりの窓口脇 面積：69.21㎡（予定）</p>	
<p>開店目標日</p>	<p>令和4年10月上旬</p>	
<p>営 業 内 容</p>	<p>飲 食</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な試飲蔵数は20蔵以上 ・県産地酒飲み比べセット、県産品食材を使用したつまみ等の提供
	<p>物 販</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県産日本酒（原則、県内全酒蔵の商品）の販売 ・県産の酒類関連商品（酒器等）の販売
<p>(2) 日本酒若手蔵元活性化プロジェクト</p> <p>県内酒蔵の若手から、県内産日本酒の更なる振興につながる斬新な発想のビジネスプランを募集し、優秀なビジネスプランに対して、プランの実現に向けた支援を行う。</p> <p>現在、下記のとおり、補助対象者の公募を実施中。</p>		
<p>補助対象者</p>	<p>県内酒蔵</p>	
<p>募集ビジネスプラン</p>	<p>斬新なデザイン・テイストをはじめ、コンセプト開発からマーケティング、流通戦略などを含む、商品開発に関するプラン</p>	
<p>補 助 内 容</p>	<p>補 助 率：補助対象経費の2分の1 補助金額：500万円以内</p>	
<p>スケジュール</p>	<p>R4.6月下旬：一次・二次審査、採択 → R4.7～R5.2月：企画、製造 → R5.2～3月：商品PR</p>	

条 例 (案) の 概 要

技術革新課

<p>条例の名称</p>	<p>つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>																				
<p>1 制定(改正)の理由・根拠</p>	<p>(株)つくば研究支援センター内に設置しているつくば創業プラザの施設の一部(本室)を譲渡する一方、つくば駅前に設置している分室については、指定管理を継続するため、本条例で規定されている所在地等を変更するもの。</p>																				
<p>2 制定(改正)の目的</p>	<p>※譲渡予定先：(株)つくば研究支援センター</p>																				
<p>3 背景・必要性</p>	<p>本室については、譲渡後も収益面で民間による自立的な運営が可能であり、同施設が建設されている敷地内の他のインキュベーション施設と一体的かつ、柔軟な運営を図ることで、ベンチャー企業の成長段階に応じた一貫した支援が期待できる。</p> <p>分室については、東京からのアクセスが良く、小規模・低廉なオフィスの提供など、県内ベンチャー企業のニーズに対応するため、引き続き、指定管理を行う必要がある。</p>																				
<p>4 内 容</p>	<p>○本室から分室への所在地の変更 (改正前：つくば市千現 → 改正後：つくば市東新井)</p> <p>○その他所要の改正</p>																				
<p>5 効果・影響</p>	<p>本室については、譲渡先が引き続き入居企業への支援を実施するほか、事務室等の増改築など、ニーズに合わせた柔軟な運営が期待できる。</p> <p>分室については、引き続き、指定管理による管理を行う。</p>																				
<p>6 施行日</p>	<p>令和5年4月1日</p>																				
<p>7 参考事項</p>	<p>施設概要</p> <p>○つくば創業プラザ(本室)</p> <table border="1" data-bbox="448 1525 924 1821"> <tr> <td>住 所</td> <td>つくば市千現 2-1-6</td> </tr> <tr> <td>供用開始</td> <td>平成15年5月</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td>1階研究室(8室) 2階事務室(16室)</td> </tr> <tr> <td>入居率(年度末)</td> <td>R元：95.8% R2：100% R3：95.8%</td> </tr> </table>  <p>○つくば創業プラザ(分室)</p> <table border="1" data-bbox="448 1883 1425 2096"> <tr> <td>住 所</td> <td>つくば市東新井 13-2</td> <td>※TXつくば駅から徒歩8分</td> </tr> <tr> <td>供用開始</td> <td colspan="2">令和元年12月</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td colspan="2">1階・4階 事務室(6室) ※民間ビルの一部を借り上げ</td> </tr> <tr> <td>入居率(年度末)</td> <td colspan="2">R元 83.3% R2 100% R3 100%</td> </tr> </table>	住 所	つくば市千現 2-1-6	供用開始	平成15年5月	設 備	1階研究室(8室) 2階事務室(16室)	入居率(年度末)	R元：95.8% R2：100% R3：95.8%	住 所	つくば市東新井 13-2	※TXつくば駅から徒歩8分	供用開始	令和元年12月		設 備	1階・4階 事務室(6室) ※民間ビルの一部を借り上げ		入居率(年度末)	R元 83.3% R2 100% R3 100%	
住 所	つくば市千現 2-1-6																				
供用開始	平成15年5月																				
設 備	1階研究室(8室) 2階事務室(16室)																				
入居率(年度末)	R元：95.8% R2：100% R3：95.8%																				
住 所	つくば市東新井 13-2	※TXつくば駅から徒歩8分																			
供用開始	令和元年12月																				
設 備	1階・4階 事務室(6室) ※民間ビルの一部を借り上げ																				
入居率(年度末)	R元 83.3% R2 100% R3 100%																				

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第 2 条 創業のための活動、創業後の事業活動及び新たな事業分野の開拓のための事業活動を支援することにより、本県の産業の振興に資するため、つくば創業プラザ(以下「創業プラザ」という。)をつくば市東新井に設置する。</p> <p>(事務室の利用の対象者)</p> <p>第 3 条 事務室 _____ を利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 創業のための活動に事務室を利用する者</p> <p>(2) 創業後の事業活動に事務室を利用する者</p> <p>(3) 新たな事業分野の開拓のための事業活動に事務室を利用する者</p> <p>(4) 略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第 4 条 事務室を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 事務室の利用を承認する期間(以下「利用承認期間」という。))は、2 年以内とする。</p> <p>3 略</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の承認を受けた者(以下「利用者」という。))が次の各号のいずれかに該当するとき、又は創業プラザの</p>	<p>(設置)</p> <p>第 2 条 創業のための活動、創業後の事業活動及び新たな事業分野の開拓のための事業活動を支援することにより、本県の産業の振興に資するため、つくば創業プラザ(以下「創業プラザ」という。))をつくば市千現に設置する。</p> <p>(支援室の利用の対象者)</p> <p>第 3 条 支援室(事務室又は研究室をいう。以下同じ。))を利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 創業のための活動に支援室を利用する者</p> <p>(2) 創業後の事業活動に支援室を利用する者</p> <p>(3) 新たな事業分野の開拓のための事業活動に支援室を利用する者</p> <p>(4) 略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第 4 条 支援室を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 支援室の利用を承認する期間(以下「利用承認期間」という。))は、2 年以内とする。</p> <p>3 略</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項の承認を受けた者(以下「利用者」という。))が次の各号のいずれかに該当するとき、又は創業プラザの</p>
<p>管理上支障があると認めるときは、その承認を取り消し、又は承認の内容若しくは条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 正当な理由なく事務室を長期間使用しないとき。</p> <p>(事務室の改造等)</p> <p>第 7 条 利用者は、知事の承認を受けて、事務室の改造その他の必要な工事を行うことができる。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第 8 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事務室の利用を 15 日以上休止しようとするとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用者の費用負担)</p> <p>第 9 条 次に掲げる費用は、利用者が負担する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事務室で使用する電気 _____ の使用料</p> <p>(3) 略</p> <p>(原状回復等の義務)</p> <p>第 11 条 利用者は、その利用を終了したとき(第 6 条の規定により利用の承認を取り消されたときを含む。))は、遅滞なく、事務室を原状に回復し、又は利用者が搬入した物件を撤去するとともに、知事の検査を受けなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、この限りでない。</p>	<p>管理上支障があると認めるときは、その承認を取り消し、又は承認の内容若しくは条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 正当な理由なく支援室を長期間使用しないとき。</p> <p>(支援室の改造等)</p> <p>第 7 条 利用者は、知事の承認を受けて、支援室の改造その他の必要な工事を行うことができる。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第 8 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支援室の利用を 15 日以上休止しようとするとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用者の費用負担)</p> <p>第 9 条 次に掲げる費用は、利用者が負担する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支援室で使用する電気、ガス、水道及び下水道の使用料</p> <p>(3) 略</p> <p>(原状回復等の義務)</p> <p>第 11 条 利用者は、その利用を終了したとき(第 6 条の規定により利用の承認を取り消されたときを含む。))は、遅滞なく、支援室を原状に回復し、又は利用者が搬入した物件を撤去するとともに、知事の検査を受けなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、この限りでない。</p>

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 事務室の利用の承認に関する業務
- (2) 事務室の利用承認期間の更新に関する業務
- (3) 事務室の利用の承認の取消し等に関する業務
- (4) 事務室の改造等の承認に関する業務
- (5) 略
- (6) 事務室の原状回復等の検査に関する業務
- (7)～(9) 略

別表(第19条, 第22条関係)

区分	利用料金
事務室	1室1月につき 104,500円
(削除)	

備考 利用を開始する日又は利用を終了する日が月の中途である場合の利用料金は、日割りで計算するものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 支援室の利用の承認に関する業務
- (2) 支援室の利用承認期間の更新に関する業務
- (3) 支援室の利用の承認の取消し等に関する業務
- (4) 支援室の改造等の承認に関する業務
- (5) 略
- (6) 支援室の原状回復等の検査に関する業務
- (7)～(9) 略

別表(第19条, 第22条関係)

区分	利用料金
事務室	1室1月につき 104,500円
研究室	1室1月につき 209,000円

備考 利用を開始する日又は利用を終了する日が月の中途である場合の利用料金は、日割りで計算するものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

令和4年第2回定例会 防災環境産業委員会資料

県出資団体等改革工程表

	頁
1 株式会社ひたちなかテクノセンター【産業政策課】・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 公益財団法人 いばらき中小企業グローバル推進機構【産業政策課】・・・・・・・・	3

令和4年6月14日

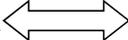
産 業 戦 略 部

改革工程表 2 (年度別計画)

団体名：(株)ひたちなかテクノセンター

所管部局・課名：産業戦略部・産業政策課

取り組むべき項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経営の健全化			
1. 経営改善プランの推進	経営改善プランの着実な推進及びPDCAによる進行管理		
2. 収益力の向上			
(1) 新規入居企業獲得 令和2年度期首入居率：64%	[経営改善委員会を毎月1回開催し、進捗状況確認と今後の推進施策を検討] 入居率:70% [78.0%]	[経営改善委員会を毎月1回開催し、進捗状況確認と今後の推進施策を検討] 入居率:75% [81.6%]	入居率:80%
(2) 経費削減の徹底	経費削減:20,000千円 [20,788千円]	経費削減:2,000千円 [8,489千円]	経費削減:1,000千円
(3) 利益の確保 (収支の黒字化)	税引後当期利益:△436,000千円 (特別損失:444,000千円) [△689,377千円]	税引後当期利益:10,000千円 [39,253千円]	税引後当期利益:11,000千円
3. 企業支援事業の強化			
(1) 組織強化	組織改編(企業支援部の強化) [人材育成事業、デザイン事業を企業支援部に統合し、一体的な企業支援体制を構築]	自社新規CDの配置 [新規事業開拓担当CD1名を配置]	自社新規CDの増員
(2) 新規事業の獲得	新規事業:2件 [2件]	新規事業:2件 [3件]	新規事業:2件
(3) 創業支援	起業件数:3件 [4件]	起業件数:3件 [7件]	起業件数:3件
4. 計画的な修繕の遂行	空調設備・電気設備更新 [空調、受変電設備更新]	施設の長寿命化に向けた定期的なメンテナンスの実施 [中長期修繕計画(5ヵ年)に基づく点検の実施]	
5. 進行管理結果の公表	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページなどで公表		

※注◆-- [] は対応時期(◆)が明確な事項を表示、 は改革期間及び推進事項を表示、[] は目標達成状況を表示

改革工程表 2 (年度別計画)

団体名：(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 | 所管部局・課名：産業戦略部産業政策課

取り組むべき項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経営の健全化	コンプライアンス体制の強化・充実		
1. コンプライアンス体制の強化	コンプライアンス体制の強化・充実		
(1) コンプライアンス研修会の実施	研修会参加者26人 [43人]	研修会参加者:26人(累計52人)	研修会参加者:26人(累計78人)
(2) コンプライアンス勉強会の実施	勉強会参加者:延べ48人 [延べ49人]	勉強会参加者:延べ48人(累計96人)	勉強会参加者:延べ48人(累計144人)
2. 実効性のある人事評価 (個別面談の実施)	面談実施者:延べ36人 [延べ54人]	面談実施者:延べ36人(累計72人)	面談実施者:延べ36人(累計108人)
3. 管理費等の抑制	管理費比率:13% [12.9%]	管理費比率:12.5%	管理費比率:12%
4. 自己収益比率の増加	自己収益比率:39% [34.5%]	自己収益比率:40%	自己収益比率:41%
5. 進行管理結果の公表	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページなどで公表		
	[6月 県議会報告] [6月 県ホームページ公表]		

※注◆--- は対応時期(◆)が明確な事項を表示, ⇄ は改革期間及び推進事項を表示

令和3年度包括外部監査結果報告への対応【抜粋】

テーマ：債権(県税に係るものを除く)の管理に関する財務事務の執行について【産業政策課】

令和4年6月14日

産 業 戦 略 部

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

産業戦略部

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	11	9	19	1			
第5 産業戦略部 1 産業政策課							
4-1-1 中小企業設備近代化資金貸付金（元金・違約金及び延滞利息）							
95 【指 摘】 回収期限が超長期となる分割納付を安易に認めるべきではなく、必要な法的措置や債権の整理に移行すべきである。	○		○		本債権における未収債権の大半が、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 債務者及び連帯保証人に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	264
96 【指 摘】・《債務者A》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	266
97 【指 摘】・《債務者B》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	267
98 【指 摘】・《債務者C》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、担保権の実行後も完済に至らず、事業不振により返済能力に乏しい状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	268
99 【指 摘】・《債務者C》 連帯保証人死亡時の対応、所在不明の場合の対応など適時的確に実施しなければならない。	○		○		連帯保証人死亡時の相続人調査や、所在不明時の所在調査を適切に実施していくこととした。	産業政策課	268

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

産業戦略部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		11	9	19	1			
100	【指摘】・《債務者D》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	269
101	【指摘】・《債務者E》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	270
102	【指摘】・《債務者a》 連帯保証人が死亡した場合に適時的確に連帯保証人の引継ぎを実施すべきである。	○		○		連帯保証人死亡時は相続人調査を行い、連帯保証人の引継ぎを適切に実施していくこととした。	産業政策課	271
103	【指摘】・《債務者F》 「債権管理の基本について」に基づけば、すでに法的措置や債権の整理がなされていない状況にあると考える。延滞に伴う違約金の発生を考えると、回収期限が長期となる分割納付を安易に認めることは不適切である。	○		○		本債権については、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につなげるためやむを得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 本債権に対しては、令和4年3月に策定された「茨城県債権管理マニュアル」に基づき、履行延期の特約又は処分等への移行を進めていくこととした。	産業政策課	272
104	【意見】 違約金の調定ができない場合であっても、債務者に対しては元金返済の調定時における違約金未調定額を明示し、元金の返済が遅延すれば同時に違約金が発生していることを認識させるべきである。また、所管課においては、違約金未調定額を認識して債権管理を実施すべきである。 なお、支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から延滞金は発生しているため、時効の起算点の管理には注意すべきである。		○	○		これまで、納入の通知や督促、催告を行う際に、納入が遅滞した場合は違約金が増加される旨を告知してきたところである。引き続き、債務者に対しては違約金の発生を認識させていくとともに、今後は、違約金額についても督促及び催告の際に行う告知において明示することとした。	産業政策課	273
105	【意見】 所管課においては、県の出資団体である公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構への委託の見直しを検討すべきである。所管課において「中小企業事業継続応援貸付金」の債権管理業務と一括して、設備近代化資金貸付金の債権管理を行うこととするとしていることから、確実かつ適切に実施されたい。		○	○		令和3年度以降は公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構への委託を実施せず、当課で債権管理を実施することとした。また、令和4年度からは、新規貸し付けが終了した「中小企業事業継続応援貸付金」の債権管理業務と一体的に管理を行う体制をとっている。	産業政策課	275

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

産業戦略部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		11	9	19	1			
106	<p>【意見】 貸付時に、経営状況や担保物件の価値についての調査が不足していた可能性がある。もっとも、貸付時期が50年以上前など、かなり古い案件が多いため、当時の調査の詳細については把握できない。本制度に基づく貸付は終了しているが、将来の同類の貸付金についての適切な調査を担保するため、資料の一元化など、債権管理を適切にすべきである。</p>		○	○		本貸付金は平成12年度に終了しているが、近年制度化した貸付金制度においては、資料の一元化など適切な債権管理に努めている。	産業政策課	277
107	<p>【意見】 債務者としては、元金の完済で全て終了したと考えていたのにも関わらず、多額の違約金が生じた後に示されれば弁済意欲が削がれることは十分予想されるところである。 すでに指摘しているところではあるが、違約金の調定ができない場合であっても、債務者に対しては元金返済の調定時における違約金未調定額を明示し、元金の返済が遅延すれば同時に違約金が発生していることを認識させるべきである。また、所管課においては、違約金未調定額を認識して債権管理を実施すべきである。</p>		○	○		これまでも、納入の通知や督促、催告を行う際に、納入が遅滞した場合は違約金が増加される旨を告知してきたところである。引き続き、債務者に対しては違約金の発生を認識させていくとともに、今後は、違約金額についても督促及び催告の際に行う告知において明示することとした。	産業政策課	277
108	<p>【指摘】 連帯保証人は、主債務者に催告をしなかったとしても、また、主債務者に支払能力があったとしても、請求を拒めない立場にあるから（民法第452条乃至第454条）、少なくとも、主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。連帯保証人への請求が遅れたために、連帯保証人が高齢となり、支払い能力が低下したり、死亡したりして、回収できなかつたとみられる事案も複数あった。</p>	○		○		本債権における未収債権の大半が、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあったため、回収不能となり権利の放棄に至ったもの。 既存の未収債権については、連帯保証人への請求等により回収に努めているところである。また、近年制度化した貸付金制度についても、連帯保証人への請求の機会を失することの無いよう、適切な債権管理に努めている。	産業政策課	278
109	<p>【指摘】 本債権は、1件の債権額も比較的大きいため、県の重要な財産である以上、可能な限り回収を試みるべきである。そのためには、時効管理を適切に行い、時効中断すべき事案については法的措置を行うべきである。</p>	○		○		本債権における未収債権の大半が、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあったため、時効の中断は極めて困難な状況だった。 既存の未収債権については、担保権の実行による時効中断や債務者からの回収により適切な時効管理を行っているところである。また、近年制度化した貸付金制度についても、時効中断の機会を失することの無いよう、債務者の資力等を把握し適切な債権管理に努めている。	産業政策課	278
110	<p>【意見】 時効期間満了日は、主債務者と連帯保証人それぞれにおける時効中断事由の有無によって異なることはあり得ることである。もっとも、連帯保証人は主債務者の時効を援用することができるため（大審院昭和8年10月13日判決）、連帯保証人の時効満了日を延長させたとしても、主債務自体の時効中断を行わなければ、時効による消滅の可能性が残る。したがって、債権管理としては、主債務の時効管理に特に目を向けるべきである。</p>		○	○		意見内容を踏まえ、主債務の時効管理に特に目を向けながら適切な債権管理に努めていくこととした。	産業政策課	278
111	<p>【意見】 適切な債権管理をするほど時間や手間がかかるのであるから、権利を放棄すべき事案については、適切な時期に権利の放棄を行い、不納欠損処理をすべきである。</p>		○	○		権利を放棄すべき事案については、権利放棄基準に基づき、適切な時期での権利放棄や不納欠損処理を検討していくこととした。	産業政策課	278

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

産業戦略部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		11	9	19	1			
	4-1-2 中小企業事業継続応援貸付金							
112	<p>【意見】</p> <p>中小企業事業継続応援貸付金は、不良債権化する危険性が高い債権であることを認識し、債務者との連絡を定期的かつ短い間隔で実施し、経営状況、資金繰り状況、財務状況等の報告を求めるとともに、市町村の協力を得て関係書類の提出指導、臨戸指導等を実施する必要がある。併せて、債権者ごとに可能な対応策（償還期限の延長、償還期間及び償還方法の変更など）の指導など、より緻密な債権管理を実施することが重要である。</p>	○	○			債務者に対し面談等を行い、経営状況や今後の見通しなどのヒアリングを実施し、直近の決算書等を徴取していくとともに、返済が滞っている債務者に対しては、市町村の協力の下、継続して臨戸指導等を行っていくこととした。 また、債務者の経営状況等を勘案し、貸付条件の変更等に柔軟に対応する等きめ細やかな債権管理に努めていくこととした。	産業政策課	281
113	<p>【意見】</p> <p>不納欠損処理事案の発生を防止するためには、より細やかな債権管理が求められる債権であることに留意され、慎重に対応されたい。</p>	○	○			不納欠損処理事案の発生を抑制するため、きめ細やかな債権管理に努めるなど慎重に対応していくこととした。	産業政策課	282
	2 中小企業課							
	4-2-1 中小企業高度化資金貸付金（元金・利子）							
114	<p>【意見】</p> <p>中小企業高度化資金貸付金は、税外延滞債権額の約67.5%を占めているのも事実であり、また、分割納付を認めることにより正常先に分類されている8組合等に対する債権が約22億円あり、この中には時間の経過により延滞債権化する可能性がある債権が含まれている。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、債務者の経営環境はさらに厳しくなっているが、事業継続の意思を有し、分割納付を継続している債務者に対しては、経営面、財務面からも指導・助言を行う重要性が増していると考ええる。 所管課にあつては、中小企業高度化資金貸付金については、茨城県における税外延滞債権の約67.5%を占めていること、正常債権の中に延滞債権化する可能性がある債務者が存在することを認識し、会計検査院の平成16年度決算結果報告に対する検討結果などを参考に、より適切な債権管理を図られたい。</p>	○		○		正常債権については、担保や連帯保証人の設定などの債権保全と債権の時効管理を徹底しながら、完済に向けた経営改善のため、貸付先組合の経営状況を把握するとともに、中小機構とも密接に連携を図りつつ、中小企業診断士などの専門家派遣や貸付条件の変更等を実施するなど、適切な債権管理に努める。 延滞債権については、令和元年度に設置した弁護士等の専門家で構成する第三者委員会において、貸付案件ごとに、貸付先組合の支払い能力や事業継続の可否に加え、調停や和解などの制度を活用した回収などについて検討いただく。当該検討結果を踏まえ、組合員企業や連帯保証人の事業活動や生活にも配慮しながら、貸付金の最大限の回収を図るなど債権整理を進めていく。	中小企業課	310
		11	9	19	1			

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課																																				
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	産業戦略部産業政策課																																				
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等																																				
<p>中小企業設備近代化資金貸付金（元金・ 違約金及び延滞利息）について</p> <p>【安易な分割納付の制限】</p> <p>回収期限が超長期となる分割納付 を安易に認めるべきではなく、必要な 法的措置や債権の整理に移行すべき である。</p>	短期	<p>○指摘に係る事実関係等 設備近代化資金の未収債権額は、令和3年度末現 在で下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債務者</th> <th>貸付年度</th> <th>元金(円)</th> <th>違約金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>S46</td> <td>1,322,500</td> <td>10,848</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>S46</td> <td>1,877,000</td> <td>+ α</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>H3</td> <td>9,227,000</td> <td>+ α</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>H5</td> <td>15,642,000</td> <td>+ α</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>H7</td> <td>7,590,000</td> <td>+ α</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>S52</td> <td>0</td> <td>4,310,411</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>S51</td> <td>0</td> <td>359,466</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7件</td> <td>35,658,500</td> <td>4,680,725</td> </tr> </tbody> </table> <p>分割納付については、債務者との納付交渉中、分 割納付誓約の申出を受け、未収債権額の縮減につな げるために認めてきたもの。</p> <p>○問題点の整理等 法令に基づかない任意の分割納付により返済が 超長期にわたっているため、法的措置や債権の整理 に移行する必要がある。</p>	債務者	貸付年度	元金(円)	違約金(円)	A	S46	1,322,500	10,848	B	S46	1,877,000	+ α	C	H3	9,227,000	+ α	D	H5	15,642,000	+ α	E	H7	7,590,000	+ α	F	S52	0	4,310,411	a	S51	0	359,466	合計	7件	35,658,500	4,680,725	<p>本債権における未収債権の大半が、主債務 者である法人が倒産し営業実態がなく、代表 者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な 資力がない状況にあり、納付交渉の結果、債 務者等から債務承認・分割納付誓約の申出を 受け、未収債権額の縮減につなげるためやむ を得ないと判断し、分割納付を認めたもの。 債務者及び連帯保証人に対しては、令和4 年3月に策定された「茨城県債権管理マニユ アル」に基づき、履行延期の特約又は処分等 への移行を進めていくこととした。</p>
債務者	貸付年度	元金(円)	違約金(円)																																				
A	S46	1,322,500	10,848																																				
B	S46	1,877,000	+ α																																				
C	H3	9,227,000	+ α																																				
D	H5	15,642,000	+ α																																				
E	H7	7,590,000	+ α																																				
F	S52	0	4,310,411																																				
a	S51	0	359,466																																				
合計	7件	35,658,500	4,680,725																																				

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課																		
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	産業戦略部産業政策課																		
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等																		
<p>中小企業設備近代化資金貸付金（元金・違約金及び延滞利息）について</p> <p>【連帯保証人への適切な対応】</p> <p>(1) 主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。連帯保証人への請求が遅れたために、連帯保証人が高齢となり、支払い能力が低下したり、死亡したりして、回収できなかつたとみられる事案も複数あった。</p> <p>(2) 連帯保証人死亡時の対応、所在不明の場合の対応など適時的確に実施しなければならない。</p>	短期	<p>○指摘に係る事実関係等</p> <p>(1) 令和2年度に「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」が策定されたことに伴い、当課で下表のとおり権利の放棄を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付年度</th> <th>件数</th> <th>未収債権額（単位：円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S30年代</td> <td>4</td> <td>3,866,318</td> </tr> <tr> <td>S40年代</td> <td>10</td> <td>10,946,598</td> </tr> <tr> <td>S50年代</td> <td>12</td> <td>46,122,034</td> </tr> <tr> <td>S60年代～</td> <td>2</td> <td>4,227,906</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>65,162,856</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該債権の中には、連帯保証人への請求が遅れたために、回収が困難となった事例もあった。</p> <p>(2) 現在未収債権となっている個別債務者c及びaについて、死亡した連帯保証人のうち、相続人の詳細不明の事例があった。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>主債務者の支払いが滞った際の連帯保証人への請求及び連帯保証人死亡時の対応等を適時的確に実施する必要がある。</p>	貸付年度	件数	未収債権額（単位：円）	S30年代	4	3,866,318	S40年代	10	10,946,598	S50年代	12	46,122,034	S60年代～	2	4,227,906	計	28	65,162,856	<p>(1) 本債権における未収債権の大半が、主債務者である法人が倒産し営業実態がなく、代表者や連帯保証人も既に死亡又は高齢で十分な資力がない状況にあったため、回収不能となり権利の放棄に至ったもの。既存の未収債権については、連帯保証人への請求等により回収に努めているところである。また、近年制度化した貸付金制度についても、連帯保証人への請求の機会を失うことの無いよう、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 連帯保証人死亡時の相続人調査や、所在不明時の所在調査を適切に実施していくこととした。</p>
貸付年度	件数	未収債権額（単位：円）																			
S30年代	4	3,866,318																			
S40年代	10	10,946,598																			
S50年代	12	46,122,034																			
S60年代～	2	4,227,906																			
計	28	65,162,856																			

【様式2】

令和3年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	担当部・課 産業戦略部産業政策課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 意見への対応
<p>中小企業設備近代化資金貸付金（元金・違約金及び延滞利息）について</p> <p>【権利の放棄及び不能欠損処理の適切な対応】</p> <p>適切な債権管理をするほど時間や手間がかかるのであるから、権利を放棄すべき事案については、適切な時期に権利の放棄を行い、不納欠損処理をすべきである。</p>	<p>短期</p>	<p>○意見に係る事実関係等</p> <p>令和2年度に権利を放棄した28件について、改正前の権利放棄基準では、連帯保証人や相続人全ての時効援用や相続放棄状況の確認に時間を要していたため、権利の放棄をしていなかった。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>権利を放棄すべき事案については、適切な時期に権利の放棄を行い、不納欠損処理をする必要がある。</p>	<p>権利を放棄すべき事案については、権利放棄基準に基づき、適切な時期での権利放棄や不納欠損処理を検討していくこととした。</p>